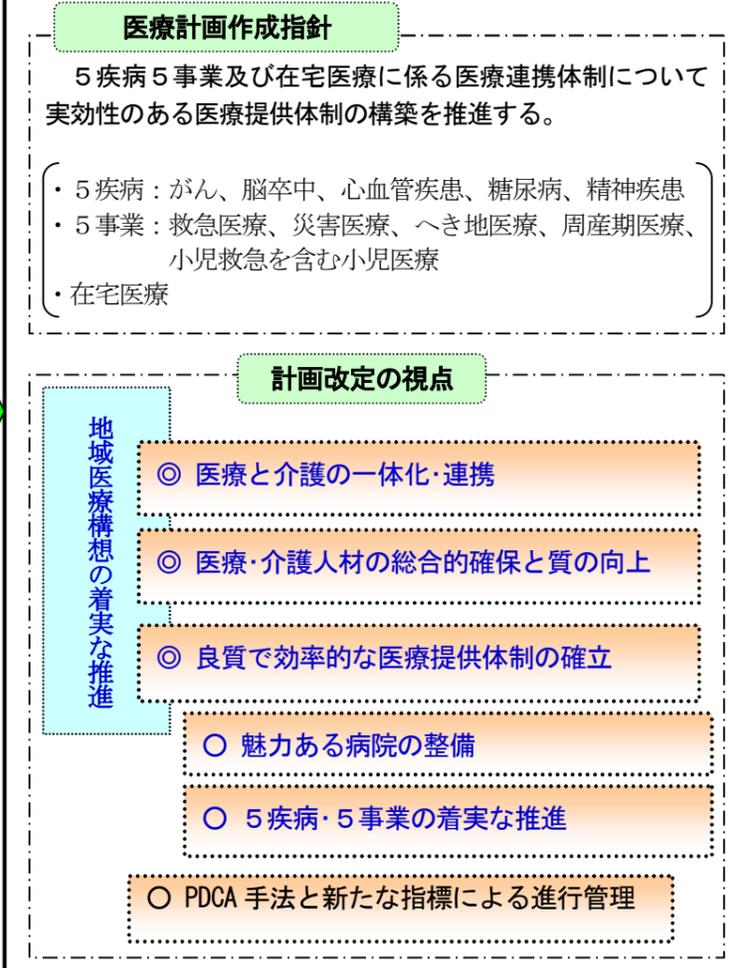


○ 背景

- ① 高齢化のさらなる進展・価値観の多様化による在宅療養への関心
 - ・高齢化率 27.5% (H29.2.1 現在)
 - ・終末期の療養場所について「自宅・居宅」を希望する者の割合：64.3% (H24)
 - ・在宅看取率：20.8% (H22) →24.7% (H26)
- ② 医療と介護の一体的確保の必要性
 - ・医療介護総合確保法の改正 (H26)
 - 医療と介護の計画の整合（計画期間、目標数値、施策の整合）
 - ・地域包括ケアシステムの構築の必要性
- ③ 地域医療構想の策定 (H28.10)
 - ・入院医療機能の分化と連携
 - ・在宅医療の充実
 - ・医療人材の確保
- ④ 統合再編による新たな中核的医療機関の整備
 - ・北播磨総合医療センター (H25)
 - ・県立尼崎総合医療センター (H27)
 - ・加古川中央市民病院 (H28)
 - ・県立丹波医療センター (着工済)
 - ・県立はりま姫路総合医療センター (計画中)
- ⑤ 医療における情報技術の進展
 - ・NDB 等のビッグデータの蓄積と活用
 - ・ICT 技術の進展

○ 改定の視点



○ 新計画の内容（主なもの）

I 基本的事項	
① 保健医療圏域	※入院患者の動向をはじめ地域の実情を考慮し、2次保健医療圏域の設定
② 基準病床数	※H28年4月に改定したところであることから、今回改定は行わない。
II 保健医療提供体制の基盤整備	
① 保健医療施設	○病院・診療所、保健所機能の充実強化
② 保健医療従事者	○地域医療活性化センターの設置運営 ○へき地等勤務医師の養成・派遣 ○看護師免許保持者の届出制度・再就業支援 ○看護職員離職防止対策
③ 地域連携体制の構築	○地域医療支援病院の整備 ○地域医療における病院相互の機能分担 ○医療機関情報システムによる医療情報、HPによる疾病ごとの医療機能情報の公開
III 地域医療構想	
○必要病床数・在宅医療必要量の推計 ○病床の適正配置（医療機関の機能分担）	
IV 5 疾病 5 事業及び在宅医療の医療連携体制の構築	
◎ 2次保健医療圏域にこだわらない各疾病・事業ごとに地域の実情に応じた柔軟な圏域を設定する。	
① 救急医療	○救命救急センター等の整備 ○ドクターヘリを活用した救急医療の充実
② 小児救急を含む小児医療	○小児救急電話相談窓口の充実 ○小児救急医療拠点の運営 ○退院後の在宅医療受け入れ体制の整備
③ 災害医療	○災害拠点病院における兵庫DMATの養成 ○JMAT・DPAT・DHEATとの連携 ○関西広域連合における災害医療連携の構築 ○災害時等のこころのケアの充実
④ 周産期医療	○周産期母子医療センターと協力病院の連携強化
⑤ へき地医療	○へき地医療支援機構を中心としたへき地医療支援活動の充実 ○遠隔医療の普及
⑥ がん対策	○医療連携の推進 ○質の高い医療体制の確保 ○小児、AYA世代がん対策の推進 ○がん患者の療養生活の質の維持向上、就労支援 ○検診機会の確保と受診促進の支援 ○情報の収集（がん登録の活用）・研究の促進
⑦ 脳卒中	○病期に適した切れ目のない医療提供体制の構築
⑧ 心血管疾患	○リハビリテーション、療養、在宅復帰の支援
⑨ 糖尿病	○予防のための生活指導、合併症を含めた治療
⑩ 精神疾患	○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 ○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築 ○認知症支援体制の充実 ○自殺対策の総合的推進
⑪ 在宅医療	○地域単位の在宅医療提供体制の構築（在宅医療推進協議会） ○人材育成 ○在宅歯科診療体制の充実 ○在宅療養支援病院・診療所の増加 ○ICTを活用した地域在宅医療ネットワーク整備 ○地域リハビリテーションの推進
V 保健・医療・福祉の総合的取組みの推進	
◎ 疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた患者本位の医療体制の確立	
① 健康増進・疾病予防	○先制医療の実用化
② 結核・感染症対策	○結核、HIV、新型インフルエンザ等対策
③ 先進医療	○臓器移植・骨髄移植等の普及啓発 ○先端医療機器の開発支援
④ 歯科保健医療	○歯科医療体制の充実 ○歯科保健の充実
⑤ 健康危機管理体制	○健康危機への迅速かつ的確な対応 ○災害時の地域保健福祉活動体制の整備
⑥ 保健・医療・福祉が連携した提供体制の構築	○多職種連携による医療・介護の切れ目のない提供体制の構築 ○難病患者・発達障害者支援における連携体制の構築

○ 計画の位置づけ

- ① 医療法第30条の4の規定に基づく医療計画
- ② 県民、市町、保健・医療機関、関係団体がそれぞれ取り組むべき保健・医療分野のガイドライン
- ③ 「21世紀兵庫長期ビジョン」、「少子高齢社会福祉ビジョン」、「健康づくり推進実施計画」、「老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」、「がん対策推進計画」等と整合

○ 計画期間

平成30年度～平成35年度の6年間
(平成33年度に中間見直し)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
計画本体	●					●			中間			●
基準病床				○					○			

○ 新計画の構成（目次）

計画の基本方針

- ◎ 医療と介護の一体化・連携
- ◎ 医療・介護人材の総合的確保
- ◎ 医療体制の確立（分化と連携）

I 基本的事項

II 保健医療提供体制の基盤整備

III 地域医療構想

IV 5 疾病 5 事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

V 保健・医療・福祉の総合的取組の推進

VI 圏域重点推進方策

VII 計画の推進と進行管理